プロジェクト

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した 会計処理の原則及び手続」に関する開示

項目

第 26 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対 応案

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 26 回ディスクロージャー専門委員会 (2019 年 7 月 30 日開催)(以下「第 26 回専門委員会」という。)で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案

【第26回専門委員会で聞かれた意見】

修文に関する意見

2. 基準文案の第 29-2 項にある本会計基準が扱う範囲については、「重要な会計方針の開示における従来の考え方を変更するものではない」という部分で文を区切ったとしても十分に意味は伝わると考える。当該記述以降の「改正会計基準の適用前に重要性の判断に基づき開示していた会計方針は、通常、20XX 年改正会計基準の適用後も継続して開示される」旨の記述は、原則として毎年行われる重要な会計方針の見直しの結果、昨年度開示していた会計方針を重要な会計方針から除外することを否定しているようにも解釈できるため適切な表現ではない。

(対応案)

: 審議事項(3)-8 の基準文案の第 29-2 項において、修正後の文案をお示しして : : いる。

3. 基準文案の 29-2 項等に関して、開発中の会計基準において企業会計原則注解(注 1-2) を引き継ぐことは当初から決まっていたことではなく、検討の過程で決まったことであるため、その経緯や理由を記述すべきである。

(対応案)

審議事項(3)-8 の基準文案の第 28-2 項において、修正後の文案をお示しして : : いる。

4. 基準文案の 29-2 項の前段にある「20XX 年改正会計基準では、企業会計原則注解(注 1-2) における定めを引き継ぐ形で会計方針の開示を求めることとした」という記述は、「引き継ぐ形で企業会計基準第 24 号を改正することにした」と記述しなければ意味が伝わらないと考えられる。

(対応案)

審議事項(3)-8 の基準文案の第 28-2 項において、修正後の文案をお示ししている。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

【第26回専門委員会で聞かれた意見】

企業会計基準第 24 号を改正して企業会計原則注解 (注 1-2) を引き継ぐことも、基本的な方針として公開草案において問うべきであるとの意見

5. 提案された文案では、質問 1 の基本的な方針に、企業会計基準第 24 号を改正して 企業会計原則注解(注 1-2)を引き継ぐことが含まれるのかどうかが明確ではない が、基本的な方針に含めて問うべきである。

(対応案)

重要な会計方針は、会計基準等が明らかな場合でもそうでない場合でも開示すべきであるということは、最も基本的な方針であり、明確な定めが明らかでない会計方針に対する取扱いを明らかにすることが手段であるということが ASBJ 事務局の認識である。

また、企業会計原則注解 (注 1-2) を引き継ぐこと自体には反対するという意 見がある可能性もあるため、前者とは分けて問う方が適切であると考えている。 審議事項(3)-9 の文案において、修正後の文案をお示ししている。

以上